適合性評価を目的とした
情報通信技術（ICT）の利用に関する必須文書

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 8 月 28 日
版　数： 1.0 版

注：この文書は、MANDATORY DOCUMENT FOR THE USE OF INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY (ICT) FOR CONFORMITY ASSESSMENT PURPOSES – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-003）の内容を変更することなく、本認定センター及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　次

0. 序文 4
1. 適用範囲 5
2. 引用規格 5
3. 定義 6
4. 要求事項 6
5. 改訂履歴 7

0. 序文

0.1　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 4:2025 *IAF MD for the Use of ICT for Conformity Assessment Purposes*（適合性評価を目的とした情報通信技術 (ICT)の利用に関する IAF 必須文書）」に基づいている。IAF の役割が Global ACI に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

0.2　情報通信技術（ICT）の高度化に伴い、例えば、認証審査、妥当性確認及び検証の業務及び認定審査などの適合性評価活動の有効性及び効率性を最適化し、その適合性評価プロセスの完全性を支え、維持するためには、ICT を利用できることが重要である。

0.3　ICT とは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することである。ICT には、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他の、ソフトウェア及びハードウェアが含まれる。ICT の利用は、現地審査か、遠隔審査手法の利用かを問わず、適切であるかもしれない。

0.4　適合性評価における ICT の利用例には以下を含みうるが、これらに限定されない。

- 音声、映像及びデータ共有を含む、電子的な会議システムを用いた会議及びインタビュー
- 情報への同期（リアルタイム）又は非同期（該当する場合）の遠隔アクセスによる、文書及び記録の認証審査／認定審査
- 静止画、動画又は音声の記録を用いて情報及び証拠を記録すること
- 遠隔地又は危険の可能性があるロケーションへの映像／音声アクセスの提供

0.5　適合性評価において ICT を効果的に適用する目的は

- 従来型の認証審査／認定審査のプロセスを最適化するための、事実上、十分に柔軟で自由な ICT の利用の方法を提供する。
- 認証審査／認定審査のプロセスの完全性を損なうような誤用を避けるため、適切な管理がされていることを確実にする。
- 安全と持続可能性の原則を支援する。

適合性評価活動を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持するための処置も講じなければならない。

0.6　その他のスキーム、基準文書、適合性評価規格及び法律では、適合性評価における ICT 利用を制限している及び／又は追加的な要求事項を課している場合があり得るので、その場合はそれらがこの文書に優先する。

0.7　この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

1.　適用範囲

この必須文書は、適合性評価の方法の一部に情報通信技術を用いる際の一貫した適用について規定する。この文書の適用範囲は、マネジメントシステム、妥当性確認及び検証、要員認証及び製品認証を含む。この文書は、適合性評価機関及び認定機関に適用可能である。ICT の利用は必須ではなく、他の種類の適合性評価活動に使用することもできるが、適合性評価の方法の一部として ICT を利用する場合には、この文書に適合することが必須である。

2.　引用規格

2.1　この文書では、適合性評価活動の種類によって下記の引用規格を適用する。西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、西暦年の付記がない規格は、最新版（追補を含む）を適用する。

- ISO/IEC 17011 - 適合性評価 – 適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項
- ISO/IEC 17021-1 - 適合性評価 – マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 – 第 1 部 要求事項
- ISO/IEC 17065 - 適合性評価 – 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- ISO/IEC 17024 - 適合性評価 – 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
- ISO/IEC 17029 – 適合性評価 - 妥当性確認機関及び検証機関の一般原則及び要求事項

2.2　この必須文書は、その他の適合性評価規格とともに使用することを考慮してもよい。

2.3　さらに、ICT を利用した適合性評価に関する指針は、下記より入手可能である。

- ISO/Global ACI 審査実務グループ - “遠隔審査”及びその他の文書及びプレゼンテーション https://committee.iso.org/home/tc176/iso-9001-auditing-practices-group.html.
- Global ACI-TECH-3-020 遠隔審査の原則
- ISO 19011 - マネジメントシステム監査のための指針
- ISO/IEC TS 17012-適合性評価 - マネジメントシステム監査における遠隔監査方法の使用のための指針

3. 定義

3.1 仮想サイト

利用者が物理的な所在地に関わらずプロセスを実行することのできるオンライン環境を用いて、依頼組織が業務の実施又はサービスの提供を行う仮想の場所。

注記 1：例えば、倉庫保管、製造、物理試験を行う試験所、物的製品の設置や修理など、 物理的な環境でプロセスを実施しなければならない場合、仮想サイトと見なすことはできない。

注記 2：仮想サイトは、適合性評価の工数の計算上、一つのサイトと見なされる。

4. 要求事項

4.1 セキュリティ及び機密保持

4.1.1 適合性評価の目的で ICT を利用する場合には、電子的情報、又は電子的に伝送される情報のセキュリティ及び機密保持並びに個人のプライバシーを確実にしなければならない。

4.1.2 適合性評価活動を実施する機関は、適合性評価の目的で ICT を利用する前に、適合性評価の目的で ICT を利用することについて、適合性評価を受ける機関／組織との間で、情報セキュリティ及びデータ保護の対策及び規則に従って相互に合意しなければならない。

訳注：原文は“being audited/assessed”であるが、他の箇所との整合性を鑑み、“適合性評価を受ける”とした。

4.1.3 これらの対策の未完了、又は情報セキュリティ及びデータ保護の対策について合意がされていない場合、適合性評価活動を実施する機関は、適合性評価を実施するために別の方法を使用しなければならない。

4.1.4 適合性評価における ICT 利用について合意が得られない場合、適合性評価の目的を達成するために別の方法を使用しなければならない。

4.2 プロセス要求事項

4.2.1 適合性評価活動を実施する機関は、使用する技術の選択及びそれらをどう管理するかを含め、ICT の利用が適合性評価の有効性に影響を及ぼす可能性があるリスク及び機会を特定し文書化しなければならない。

4.2.2 適合性評価活動に ICT 利用が提案された場合、申請のレビューには、適合性評価活動に関与する全ての関係者が、提案された ICT の利用を支援するために必要なインフラを備えていることの確認を含めなければならない。

4.2.3　適合性評価の計画は、4.2.1 で特定されたリスク及び機会を考慮した上で、適合性評価プロセスの完全性を維持しつつ、有効性及び効率性を最適化するために、適合性評価の目的において ICT がどう活用されるのか、及び ICT が活用される程度を特定するものでなければならない。

4.2.4　ICT を利用する際には、適合性評価チームのメンバー（例：認証審査員／認定審査員）及び関与する要員（例：ドローン操縦者、技術専門家、地方自治体）は、望まれる適合性評価の結果を達成するために採用された情報通信技術を理解し、活用する力量及び能力をもたなければならない。適合性評価チームのメンバーは使用する ICT におけるリスク及び機会、並びに収集した情報の妥当性及び客観性に ICT が及ぼすかもしれない影響を認識できなければならない。

4.2.5　ICT を適合性評価の目的で使用する場合、工数（duration）に影響しうる追加の計画策定が必要になる可能性があるため、ICT 利用は適合性評価の総工数（total conformity assessment time）の要因となる。

注記：適合性評価の工数（time and duration）を決定する際には、ICT の適用に影響を及ぼす可能性がある追加の要求事項について引用規格を参照することが望ましい。ICT 利用による適合性評価の工数への影響は、この必須文書によるものだけではない。

4.2.6　適合性評価報告書及び関連する記録は、適合性評価活動の実施に際してどの程度 ICT が利用されたか、及び目的を達成するにあたっての ICT の有効性を示さなければならない。

4.2.7　仮想サイトが範囲に含まれている場合、適合性評価文書には、仮想サイトが含まれていることに言及しなければならず、仮想サイトで行われている活動を特定しなければならない。

5.　改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行